

台風 10 号に伴う災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。

また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。
これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

記

<災害救助法適用地域の特別処置について>

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を 6 ヶ月延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

3. 今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

【北海道】

帯広市（おびひろし）

空知郡南富良野町（そらちぐんみなみふらのちょう）

河東郡音更町（かとうぐんおとふけちょう）

河東郡士幌町（かとうぐんしほろちょう）

河東郡上士幌町（かとうぐんかみしほろちょう）

河東郡鹿追町（かとうぐんしかおいちょう）

上川郡新得町（かみかわぐんしんとくちょう）

上川郡清水町（かみかわぐんしみずちょう）

河西郡芽室町（かさいぐんめむろちょう）

河西郡中札内村（かさいぐんなかさつないむら）

河西郡更別村（かさいぐんさらべつむら）

広尾郡大樹町（ひろおぐんたいきちょう）

広尾郡広尾町（ひろおぐんひろおちょう）
中川郡幕別町（なかがわぐんまくべつちょう）
中川郡池田町（なかがわぐんいけだちょう）
中川郡豊頃町（なかがわぐんとよころちょう）
中川郡本別町（なかがわぐんほんべつちょう）
足寄郡足寄町（あしよろぐんあしよろちょう）
足寄郡陸別町（あしよろぐんりくべつちょう）
十勝郡浦幌町（とかちぐんうらほろちょう）

【岩手県】

盛岡市（もりおかし）
宮古市（みやこし）
久慈市（くじし）
遠野市（とおのし）
釜石市（かまいしし）
上閉伊郡大槌町（かみへいぐんおおつちちょう）
下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）
下閉伊郡田野畑村（しもへいぐんたのはたむら）
下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら）
九戸郡軽米町（くのへぐんかるまいまち）
九戸郡野田村（くのへぐんのだむら）
二戸郡一戸町（にのへぐんいちのへまち）

法適用日：平成 28 年 8 月 30 日

平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命 又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。※災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

以上

エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社

お客様連絡先
0120-977-856